藩翰譜

四ノ下

伊地知文庫
文庫20
382
5

文庫20
382
5

伊地知氏書冊

松平 二連木 戸田 四下

丹波守康長は三河国の住人戸田弾正左衛門尉宗光
か後胤也宗光より為明康長迄代々当国田原の城を保楽
く住せし又二連木の城と併せ領し移る 其事は宗光より伊予守に至る
三陣の扇流の旗と云
親久日記と書出されたる寛正六年三月十七日の記に宗光好子の名ありて 保護
三庫殺す對面の所ありひきく三河の国の大手の代官戸田弾正左衛門宗光と云 宗光見るの
氏は枝川蔵之新林清親か名あり三河国の大手の代官の弟 十月に討死せしの由と
のち七月廿九日の紀に代官三河国田中弾正八郎の兄として伊勢伊勢守又子とよ
素有と號し其事とのち廃代は戸田八郎とす 十四日より 十四日にて 伊勢伊勢守貞
親も破官より此年三河のちも讃良細川陸奥守康の兵 亘子とむかき 兄弟なるに
住む松平和泉守十四日弾正忠宗光として逢補まへきの中伊勢守
並く直親親元より言書定とみも其かも十四日は代官ともりて記せり松平
和泉守入道といふ 徳川殿の代々作元の元年に是とれく尻尉松平十田
畠村三河の国の旧代より当の事 二人の由をまちりとみへたり
又誘りに明応元年よりさらしまれ宗光正六年まで十七年に宗光
明応まて田原の城と稚りまきそれ又二連木の城と稚りき移りしとり寺は是都へき
宗光年は去りし所や田原と
稚りし明応より於ての末に抑も
同国今橋の城 住人牧野古白 其後弾正忠憲光田原の城に移り
以る今橋の城 住人牧野入道古白と云ふ者にたりのち城を争ひ

昌平坂学問所 十字街 浅草文庫

今川治部大輔氏親記 義忠の子 戸田とたゝかふ 永正三年七月

駿河国より大軍にて 八月廿日今橋の城を押寄せめ

戦事 六十余日 牧野古白 手負て 籠城ならず 討死

今橋の城ハ 三州 憲光に 渡されける 憲光 田原 二連木

今橋の城と 号せし あり 子孫 憲光 牧野右近大夫 康光

二連木に あり 二男 今も 今橋にあり 筆 剣 葉 牧野

入道の 後 牧野傳蔵 ハ 今橋の城を 攻める

享禄二年 五月廿八日 安祥二郎三郎 と称して 清康十八 歳の時

牧野 兄弟 討死して 天文 十三年に 戸田弾正

今橋を 攻め 同十五年 今川の為に 攻られ

今橋を 落られ 田原の城に あり

今橋 牧野が 戸田康光 田原の城にあり 是より 先 今川義元

浜松 とる 徳川 が 氏真 の

下地 今川 に 宗家 当国 にて 渡し

下地 は ば 戸田 の 家

我 家臣 と 戸田 弾正 の 城 と いふ

手にて 戸田 の 城 と 渡 の 城 は

是 後 今川 の 手に 戸田 の

下地 に 戸田 の 手 に

手 に 戸田 の 大久保 三河 の

伊奈 法師 三河 の 城 に て 戸田 弾正 一 の

小田 二郎 と 三 河 の 手 に 牧野 の

宗光 が 寺 に 戸田 の 上 に 戸田 宗光

政光 と 三 年 ○ 牧野 の 家 代 々 戸田 康光

宗光 三 年 に 浄土 宗 の 戸田 宗光 の

右近 政光 是より 田原 二連木 宗光 上 に 戸田

二連木 に 戸田 の 後 光 興 の 宗光 の 二 連木

天正 十 三 年 に 宗光 の 上 の 時 の 年 に

及 り 宗光 の 子 の 上 の 戸田 の

とて 尊 の 徳川 殿 と の 戸田 の

と い ひ し 戸田 康光 と 大 久 保 戸田 の

あ り し 年 の 浄 土 と 戸田 康光 の

こ こ に 宗 光 の 政 光 と 戸 田 の

戸 田 康 光 の 父 と 政 光 と 浄 土 寺 と

康 光 の 浄 土 寺 と 大 久 保 と 戸 田 の

し 浄 土 寺 と い ひ し 右 近 大 夫 の

法 寺 と い ひ つ つ け り 戸 田 の 城

田 原 の 戸 田 の 城 あ り

[illegible]

[illegible]

[illegible]

此所の年より年を天文年中門徒宗保吉右衛門と云ものより先陣と争しかは二百三度毎とも勝て同しめしと記す
是則此年降参せし吉田の城の三度毎の城主とて家の名残
天正九年三月二十二日高天神の城を攻め落す甲州勢岡部丹波守真幸
と申て生年十六歳惜むべき人と攻殺すると見へたり
設楽甚三郎道正 徳川殿に参り岡部丹波守より攻取しと
見ゆる 主従五十余人戦死し 是に於て大将小笠原与八郎
長忠と云は其子七郎なりし 徳川殿小田原攻の時
士卒を悉く攻め取る 忽に攻落す 武田勝頼と共に
三郎兵衛尉にて寛永九年十二月十八日三十年を経る十六年
十六日の事に 天正九年十六日のことなれは天正九年の
三年を経たる時に 是を以て 記す所なり
と云ものの其後 是とこれの砦として成る所の城主
七代 名をは信重と云ふ 徳川殿の異父同母の弟にて
其三男の後なり 関東に移されて武蔵本庄の地を
賜る 関ヶ原の時には忍の城主となる 小田原の役の
後に 箱根の要害

陸奥守より大将の城と云ふ 吉田の城を守る
賜る 慶長年中関東に移り 古河の城に移る 同十四年七月廿六日
佐倉の城に移りて 同十六年七月 病死 其子
信之の城に移る 元和三年四月 常陸の笠間の城に移る 寛永
古河の地とする 御大将の鎌倉にて 同十七年六月
常陸の笠間の城に移る 三万石 大坂の陣に出陣して
将軍家の先陣たり 再び信濃の松本の城に移る
軍を以て十代将軍より 其の後信濃の松本の城に
移る 高遠にて 寛永三年八月十九日信濃の飯田の
九年十二月十一日卒す 七万石 遠江の浜松の城に
子無し 其れは源の信濃守光重 祖父の家を相続し 丹波の
十年に播磨の明石の城に移る 六万石 丹波の亀山
同十六年十月 肥前の島原の城に移る 七万石 明暦二年

大坂の陣あるへき由を聞てかしこにまかりむかふ其年
萬治元年に至りて（摂津国に於て）再ひ賜る年萬治三年より
寛文元年にいたりて年早世寛文八年七月
卒す其子康男某光永又寺法名某

戸田　田原

丹後守藤原忠政ハ三郎兵衛尉忠政か二男也右殿ハ七代の
弾正左衛門尉宗光か代に三河国田原二連木今橋の城を
領して当国を本国とふかの（詳ならす丹後守康長の代に及ふ）其後子孫
続きて永禄の比に至りて戸田某と云ふ（三か永禄七年田原の城ハ戸田）
光忠西三河に居住して討死す三郎兵衛尉
忠政か討死の後其男光忠の男也
七郎は永禄十七年の比三河国にて
修理亮吉田に往来の古信濃国に住して
吉良義昭と大将とし居城と定め
三郎左衛門尉某の家人其後に至り

三郎兵衛か居城に越頃を竹村作衛の返りと思ひ征討ち石田一味の
人々徳川殿に奉公の由ありしとて己に上意ありて加ふる
合一石田むかし徳川殿と元年より十月中大坂出陣の時
一つのおもさ二年より主ふ召されしかれ大坂殿に上意ある
に備へて徳川殿の御籏を掲げ一月の内三ヶ所の陣三方を
及ぶ竹腰大久保のへ山田の軍勢と陣とを見て徳川殿井伊を
三月より大坂の軍中二竹月の六日に乗出し
竹腰よりは石田の子に向ふ手を大坂殿の出
とも右衛門と大久保の兵は昔田の戦ひまして徳川殿と
評議ありしが
此の手あり御本陣や
徳川殿大坂殿は随ひあり御手の者と具に使をと
頃く大坂方より其の勢を及ぼしは未だ知らず多くの
何の謀か此殿の人と往来ありし後は御陣屋に来りし
中く城中の人々に向ひ大坂今日是迄て手中の御使を
頃は城へ立の陣を攻まる大坂より来り徳川殿に向く

緩やかへき字義く又武士の上職ぶあるすも人々の
ほしき事ほてより竹腰に従うと路をも新佐衛に
随く中は言る主人公を指して大坂より召出しては
竹腰の要用の儀なりあ一定攻略く主も定し
人々称を迎へもれたし大坂人いかは惑しと思ふ
んしい止めありやしないへきと又迄は知り
去年の竹腰攻略ゐ今はふ事を出るたちも皆一同に
云ふ是い何条攻略せと思ふんとのこと諸氏の書に帳え
しと思ふに主り郡に仰事を待つ城中の事とも
落様の字思ひ恩く竹腰を落し得る小事思ひ起す
為に外の云ふ事の相図外して名を得る士九八百人味方
に帰りて来りし家人共に手も大名とも厳する見ゆ

険く山つき中岩櫃ハ皆修験の門徒なれハ悉つよかり
謀つ一戸の謀叛に誑惑甚しかりけれハ其人の所謂不貞
邪人も多かりきとすなり 御旧主大宝寺武藤も中々小
惜いふもやあらし作りける左京大夫修理の東門に住まつし
ぬ 定て役所に事とせさりけん 御年五十の軍兵を
集て中務に相ともなる事も也ら候て 其の者ら謀叛を
こともなく 謀らとみえてハ謀反の所業を 忍まれはとや
兄弟ハ九左衛門に相まかり 左京大夫が倅 其子を後
城中にて是も一緒の者とも 知らり城中より山に向て
流言を広め諸人に相談なさし 修の山にかかると語らひ其を討ちて
也との申合に 幕下の城に大宝寺の城を攻めたるにも取る
大将は攻めの手とす秋にも本丸新三郎 横山より建設した年と

中務少輔の上を以て 大宝寺一戸殿の党に会して
西を見なくてハ 謀反を企る事ありとて 此のまへず左京大夫
の太刀を 謀叛に 寄せん 六月 其子として本陣に
及ぶ その所に 同謀に 寄せて 謀反なりとて 会 同年十月十日
門返す 由来なれども 此に候て いまだ 御旧家の所蔵
にて 御旧主を返し 国老の武藤を 陣頭の 武藤 治と合する年
天正十五年 大宝寺の太将と 携ふ年とを 三月 其の年
五年の六月 十五日の 陣を 攻めて 討ち 是にて 勝ち
同八年 三河守大膳の舎弟を結び 九年十一月 馬場を取て 其年
附記 三河守去る天正十年中にて 其の手に 戸田九郎 一戸 其後 三年
西頭より 大将に 附けたる 其の後 本間の 年 三月
七月十五日 本間の 徒人 陳同 中 由 此と 書く 同 本

郷ニ大坂本願寺と申して此處を取立ける事あり
此中の士と云ふもの有由緒ある大坂寺家を支配
あるもの十貫人大坂文明の時とかや三百余人明應三年十二月
三百余家の威を以て本願寺利と号す大坂御坊を建立しく
通して威勢盛なり其の繁昌日々盛んなり其後蓮如小大坂
定都と号す其後本郷ともいふ天正三年五月長篠の合戦に
大坂籠城三月九日右大臣信長公天正六年能登を落し其後と
大坂へ向ふ各ニ寄手を引率す同八年四月九日顕如の京の御所へ
三月九日右大臣討死す同八年五月顕如上人前月の紀州へ
紀州鷺ノ森と云ふ所へ落退く此度と言ひ合せ
大坂を退して天正九年十二月二十日夫婦の總退
此頃大坂の城を一向宗を取り破り 前後 首を切て敵十二年

尼崎の城の跡は大坂大江の岸と云ふ所に小濱 同宴
本願寺顕如と申して保養の地と定め四人を置て九兒
右之元亀より小濱と以て常に到る大坂の内のものの先年より
敵の跡と主従ども十八年の其美在庵所所
大坂陣城を一つと同じく此陣の名と号す 同四月
二日此時紀州根来の山を越し是より徳川家大坂と此勢を多く伴ふて
陣をとりく宗徒を始とし信長大坂陣と後陣を
さるふ人ゝ有て南都の大寺誰か大坂の安寺に
此光ありしと称し申す 徳川家陣中
西国より征せりされば是より遂に其元と申して陣とも定めし
御座と号す大坂三度押寄せ後陣の人々手向ひかゝりても
是より往とぞ其ものふらん大坂の人々の此様を知らん

る千頃あまた度たし此甲斐の主となりて是偏に天道
主辞し申さんに羽ねきる如し思もよらぬ所へ寄る人こ
ここに来りと承ると称し之まみてゆゑ又此魔鬼て月を見れ
人こいうて大須の中納言事為へきとく皆首を地に
附き遣りる同廿三日関東の勢越ましく弾申んへとす武蔵
国江戸の勢を走出たる上に居作言役所服まる之言申は小田原
の勢にまとく金資河村へ家康とてめくもむし言状
小田原由良古田信房等を先とし徳川殿に志を通し関
原太須徳川殿の陣代破棄し付録とされ王
東より和田氏しい付録江戸御田信のおり付年八月
太須保之小田原の地を攻ふれ〇一説に府甲斐の部の旗に
中す三日保之小田を攻へき事作乃兵十七大須称に衆ぎ
抜き小宮本文稿をものし頃田中御所々あますし実田氏の此頃とそく

如慶之頃る頃りき徳川太輔の不隠る也しれ甲斐の主の此と成り
付の事家へ也や宮本文の中も有る外かの古るの所あるん之
付け数服るかとふきいは後任しこの不順に為る
来る文保のもしめ節解の事記く同二年三月の九日
御川殿徳川殿に御あふへきかと申ろしは付年五月
紀州の名古屋に来る徳川殿徳川殿の事信長なれ
太閤の一石乃き徳川殿の此陣にあらもの付近に果する
三郡手取る所法妻二人と此妻子をまきて年来の武功あるを
徳田もとの付その年寄を聞し作りまる慶長三年
六月廿三日逝去六十七歳まて小田の地にて卒しけ
太政大臣天正十年小牧の陣の時又太閤
たまた大阪の城にあり実淑されは千福寺にて三河の
和頼母と申し此頃小田原の実家に見えまる向ひ

関東の御威に大御所の後陰となりけれは時を得し
勅定を以て其家の姓と成て其名は天正十六年三月廿四
日月豊臣の御代の中にも田原の家名を継ぐ一万石同十七年叙爵
大坂の軍記時を得て是より先の家名と定り千石となりて大坂に
御味方して大江守の後陰候はんとて其名を継ぎて三河守
本郷の人々は常陸守の跡を継ぎ向ひ申せし其願く
従ふに属し此年元和元年七月京の都にて卒す法名
年寿五十六其子関備守大坂生年十六慶長
五年の秋父と共に海道の御供して関東の大坂
在城の軍に加へて軍の功上に従ひ年て六十余歳
元禄四年正月三日卒しけれは大坂四男か家を継けるか其は
会津三千石大坂の嫡男として跡を継ぐ伊勢守忠昌

伯父大坂の跡を継ぐ寛文四年五月十日従五位下天下の家督
留守の跡を継ぎて稲垣摂津守同年正月廿五日大坂より上
其子後に養育の子と兼て延宝元年四月三日京の邸にて卒
年の嗣に補せられます大坂加役たり一万石の誠心

戸田

左門尚宗一西と云 徳川殿の御内にて高名をあらはし

勇士也 一西ハ弟 甲陽軍鑑にのせたる弟 おかもん○此人事を

戸田ニあれといふ武人のなかに 一西ハ妻大二重小の戸田村年

丹波守三原長の娘 徳川殿の仰にて [illegible]

名のある [illegible]

此人一生のうち名あるもの中にも元亀三年五月武田大膳

大夫入道信玄吉田の城を取かけ 四郎勝頼 山縣三郎

兵衛尉昌景 城をとりつくり 城を攻ん時 酒井左衛門尉

忠次 [illegible] 討て出 一西も [illegible]

[illegible] 武田の家の侍 丁人首を [illegible]

と一生 [illegible] 名を [illegible]

[illegible] 天正三年 [illegible]

事 [illegible]

甲陽軍鑑 [illegible]

まさ 天正三年 八月 [illegible] 城を攻らきしも

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右馬元[illegible]

天正三年[illegible]陳の[illegible]府[illegible]

[illegible]

[illegible]

任す十八年の春小田原を攻られ徳川殿と
[illegible]の合戦 [illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

十月十六日に三年忌を営む法華堂を建立す　時の人皆感涙を流す　[illegible]

[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]

文亀二壬戌年家督を継ぎ左衛門代後七郎と称し時迎元のごとく従五位下兼遠江守正月十日御礼のごとく翌日三年分家職を補せらるる　分月廿六日侍従長盛の長男人
[illegible]　同年二月四日四位の位を
[illegible]　元年　寛文八年　六月廿六日職を
元和廿三年　[illegible]　延宝元年　九月
廿日従四位下　九月廿六日　[illegible]
世[illegible]　[illegible]　六男以下[illegible]

補　英成　号　俊覚　従四位侍従河内守　実村越伊与守直成男　明成　因幡守　惟成　豊前守

松平　松井

周防守源康重　故周防守康親の子　康親もとより
左近右衛門尉　左衛門尉　三河の国東條の郷人　清康の代の位人　松井
金四郎　左衛門尉　天文二年の妻　右京亮元親　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]

[illegible]ヶ[illegible]（名[illegible]又長照[illegible]）[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

天正三年八月廿日家康[illegible]

[illegible]

[illegible]

本願寺信元は世話を致すべき旨申し入れ
事のとく九月廿日小田原の城内小田原の城内
廿四日三枚橋の城内に引取申候計にて
信元の家老三宅右衛門尉を以て計
と致候とす康歌家を
十年二月十六日
二月廿日 安の記 六年 六月十七日 康歌六十三歳
生年十六歳
敗を信濃の城主とする 十三年 八月 信濃
攻て味方利と為て
彼方向く味方を
山本の城
近世三家
陽中行庵
城ふ逆
攻
私市の
屋
仕
康
近

大山寺領伯耆国[illegible]山の法師法師[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

西郷

[illegible]寺源三郎[illegible]三河守西尾の城人源三郎[illegible]
[illegible]西尾城代[illegible]西尾の城を[illegible]
[illegible]永禄の頃初めて御門徒
[illegible]寺[illegible]入り門徒[illegible]
[illegible]寺[illegible]軍記とする[illegible]西尾の城と御[illegible]の攻正[illegible]
元正文[illegible]もさらに[illegible]
[illegible]
法[illegible]
御門徒の[illegible]
法[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

丹波

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

高木

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

法華の寺を建て陸奥の国の[illegible]
みちのくに[illegible]
朝鮮の事起りしは二年三月の比御屋敷を[illegible]
[illegible]
法華経の[illegible]
[illegible]
年比の[illegible]
法華宗の[illegible]
[illegible]
年七月十三日[illegible]
又[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

大永元年閏月廿六日
弥十二年四月廿九日
四十四年十二月廿六日
正伝寺殿八月廿四日
孔子明暦四年六月廿三日
享年七十五歳
宝永四年三月廿七日
大徳寺孔子十年二月廿日
三十六年〳〵〳〵
肥前三長又十郎

三友堂